

社会資本整備審議会建築分科会 第16回基本制度部会

平成21年3月4日(水)

【事務局】 本日はお忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は事務局をつとめさせていただきます〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

本日はマスコミ等の取材希望がありますので、よろしくお願いいたします。

なお、部会の議事につきましては、分科会に準じて、プレスを除き、一般には非公開となっております。

また、議事録は委員の名前を伏せた形でインターネット等において公開することとしたいと存じますので、あらかじめご了承ください。

定足数の確認ですが、本日は委員総数の3分の1以上の委員のご出席をいただいておりますので、社会資本整備審議会令第9条により、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ここで基本制度部会の専門委員から臨時委員に変更になられた方をご紹介します。

【委員の紹介省略】

続きまして、〇〇からごあいさつ申し上げます。

【〇〇】 〇〇でございます。

〇〇部長をはじめ、大変お世話になっております。

最近の住宅建築行政の関係の状況を少し報告しますと、例のアメリカのサブプライムローン問題に端を発した金融危機、あるいは景気の悪化、これはなお引き続き非常に厳しい状況でございます。

そんな状況の中で、内需の柱になる住宅建築をしっかりとこ入れするといったことで、昨年末の税制改正では過去最大の住宅ローン減税、あるいは長期医療時代に関する投資型減税、あるいは省エネ、耐震、バリアフリー業務に関する投資型減税といったものをつくるべく準備したわけでございます。

加えて、こういう状況を踏まえまして、昨年12月8日に麻生総理大臣から指示がございまして、15日に住宅・不動産市場活性化のための緊急対策というようなことで、特に金融面を中心にさまざまなか入れをしてきておりますが、予断を許しません。

ちなみに住宅着工ですが、改正建築基準法の影響が解消された去年の前半は年率115万戸ぐらいで推移していたんですが、昨年9、10、11月と落ち込んで、12月にまた100万戸に戻りました。しかし、2009年1月の着工統計は年率換算96万戸弱となります。

かなり厳しいんですが、アメリカはどうなっているかというと同じく1月のアメリカの住宅着工の年率換算は46万6000戸です。世帯数は日本の2倍ですから、日本に換算すると23万3000戸。直近のアメリカのピークに対して5分の1、こんな状況であります。

そういう中で、日本においては何とかそんなにひどくならないように、税制面、融資面でさまざまこ入れをしていきたいと思っております。

そういう非常事態ではございますが、この建築分野に関しましては、今年もさまざまな法律の施行が行われます。いろいろご指導を賜った成果でございますが、4月1日に改正省エネ法の施行が出ます。5月27日には構造設計一級建築士等に関する改正建築士法が全面施行されます。6月4日に長期優良住宅法の施行になる。さらに構造計算書偽装事件の制度的対応の最後でございますが、10月1日には特定住宅瑕疵担保履行法の施行となります。

こういったことがございまして、かつての轍を踏まないように、徹底した準備体制を構築しているところでございますので、引き続き見守っていただきたいと思っております。

昨年9月1日に建築分科会に諮問させていただきました。いろいろな事件や問題、課題があって、さまざまな制度改正をしたわけでございますが、これをもう1回振り返って、基本的な建築のあり方を考えようというようなことで諮問させていただきました。

その中で、今日はそのうちの「質の高い建築物の整備方策」となります。気持ちとしましては、住宅分野は住生活基本法というのがございまして、住宅の質に関する理念があり、それを受けて住宅性能表示制度というのがございます。最低限の建築基準を超えた住宅についての評価の仕組みがあります。それで建築基準法がある。

一方、非住宅については建築基準法しかないということで、住宅と比較すると質が高い非住宅建築物を有するための仕組みが弱いのかなということがございます。かねてからこういった希望を持っておりましたが、この際、しっかりとご議論いただきまして、最終的には例えば建築基本法というような名前になるかと思いますが、そういったものをつくることも視野に入れて、この議論を始めさせていただいたわけでございます。

今日は〇〇先生と〇〇先生にかねてからのご持論だと思いますが、その辺をしっかりと聞かせていただきまして、その成果を踏まえまして、私どもも一生懸命そういった意味での方向性を出していきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

【事務局】 それでは、ここで資料の確認をさせていただきます。お手元の議事次第の配付資料の欄をごらんいただけますでしょうか。

資料1-1、それから資料1-2、資料2-1、資料2-2、資料3、それから参考資料1、参考資料2ということで、すべて別とじて、計7点配付させていただいてございます。

欠落等ございましたら、事務局までお申し出ください。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事運営につきましては、〇〇部会長よろしくお願ひいたします。

【部会長】 〇〇でございます。

本日は、委員の皆様、年度末のお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、社会資本整備審議会建築分科会第16回基本制度部会を開催いたします。

本日は、当建築分科会に諮問されております「安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方」ということをごさひまして、今、局長からお話ごさひましたけれども、その問題について有識者からのヒアリングを行いたいと思ひしております。

このヒアリングは順次やる予定でござひまして、今日はその第1回で〇〇先生と〇〇先生からお願ひするわけでござひます。最初は、先生方からそれぞれ30分程度お願ひします。最初に〇〇先生、それから〇〇先生にお願ひしまして、終わりましたから、十分時間をとって、時間のある限り、委員の皆様からご意見、ご発言をお願ひしたいと思ひます。

それでは、〇〇先生お願ひします。

【委員】 〇〇でございます。

今日は有識者ということにさせていただいて、大変名誉なことに思ひしております。事務局から今回のテーマであります「質の高い建築物の整備方策」について何か話をするようにということをごさひましたので、急遽検討いたしました雑感的なメモでござひますが、そのお話をさせていただきたいと思ひます。

今日お配りしてありますものは、資料1-1で、文章で4ページござひます。それから、

資料1-2で、図が4つございます。これらにつきまして、お話しをさせていただきます。

1. 建築社会の現状をどう捉えるかということでございます。高度成長時代を通じて我が国の建築活動は飛躍的に増大いたしまして、建築物の不足が著しく増加いたしました。その様子は図1を見ていただきますとわかるとおりでございます。これは何の変哲もない建築着工の統計でグラフにしたものでございます。

これをお見せする理由は、戦後の昭和25年、1950年が一番左ですが、これ以来、ものすごく建築活動が盛んになって、こんなふうになってきた。そして現在、大変な建築物の蓄積があるということを改めて皆さんに知っていただきたいと思ったからでございます。

一番左が1950年、昭和25年なんですけど、実はご承知のとおり建築基準法と建築士法はこの年にできているんです。この年はどういう活動状況だったかといいますと、床面積にして3000万平方メートルであります。そして、その9割が木造建築であります。戦争が終わりましたのが20年ですから、まだ戦後間もない、そういう時代だったんです。

この昭和25年、1950年に建築基準法、建築士法ができて、我が国の建築活動が本格的に動きだした、建築行政の体制も整い始めたという時期であります。その後建築基準法、建築士法は幾度か改正されてきておりますけれども、根本はあまり変わっていないんです。

今回も建築基準法、建築士法が改正されましたけれども、私から見ますと当面のいろいろな問題に対応するというところに力点がありまして、基本的なところはあまり変えていない。

ところが、実はこれだけ大きな変化がありました。昭和48年には2億8000万平方メートルぐらい、つまり昭和25年の時代の9倍の床面積がつくられているんです。その後、この図にありますようにふえたり、減ったりしておりますけれども、おおむね高い水準に推移している。そして、木造建築9割という時代から、様変わりして、構造は鉄筋コンクリート造、鉄骨造などとなり規模も大きくなりまして、建築の技術も非常に進歩してきたということです。

このように建築の活動が非常に盛んになって建築産業は巨大化しましたが、それまでの建築行政の体制では対応できなくなってきました。そのために建築基準法は“ザル法”だと言われるように、違反建築、欠陥建築が増加しました。こういう経緯があって、それが姉歯事件に結びついている。当然これだけの量ができるようになりますと、建築産業、住宅産

業は大きくなりましたけれども、なかなか量の消化に追われて、質の向上につながってこなかったということでございます。そのことをまずご理解いただきたいと思うんです。

それから、もう1点はここにありますように、着工建築物が全部現在まで蓄積されて、ストックになってるわけではありませんで、除却されているものも随分多いのですが、それにしても相当膨大なストックが蓄積されている。したがって、そのストックをどう活用するかということが、現在大きなテーマになっているというわけでございます。

私は、建築をつくる及び建築を利用する社会を「建築社会」と呼んでいるのですが、建築社会というのはどんな成り立ちをしているのかということを書いてみましたのが、その下の図であります。

建築社会の構成です。建築活動というのは濃いブルーで示してありますものは、比較的直接的な関係者であります。薄いブルーが少し間接的な関係者です。もちろん地域住民は間接的とは言えないかもしれませんが、いずれにしても、こういう関係じゃないかと思うんです。

ここで建築活動と書きましたが、一般には建築活動というのは建築物をつくる活動だというふうを考えられておりますけれども、いまや建築を使う活動、あるいは建築を流通させて、リフォームをしたりコンバージョンをしたりするような活動も含めて建築活動と考えるべき時代が来ているように思います。これらの総体をもって私は建築社会と言っているわけでございます。

ところで、今日ご承知のように人口減少、少子高齢化、低経済成長の趨勢の中で、安全・安心、環境保全、省資源・省エネルギーという時代を迎えておまして、建築あるいは住宅分野でもこれを社会資産と認識する見方が強くなってきつつあると思います。

そのことの反映として、建築物の質の向上、あるいは長寿命化、循環システム化といったようなことが課題になっておりますし、将来に向かってはコンパクトシティへの誘導ということが重要でございます。

これまでの建築の社会がスクラップ&ビルド、つまりどんどん建物を建てて、早期にそれを壊して建てかえるという時代であったとしますと、これからそれは許されなくなりまして、持続可能型、サステイナブルの時代になって行かざるを得ないんじゃないかと思えます。

そこで、今回のテーマの「質の高い建築物の整備方策」ということになってまいります。これが、これは考えて見ますと、いろいろな考え方があるなと思うようになりました。1.の(3)

質の高い建築物の整備方策とはと書いてあります。これには幾つかの方策があります。この方策のどういう方針でいくのかということを考える必要があります。

まず、大きく分けると、フローの対策とストックの対策がございます。①がフローの対策で、質の高い建築物を新築する。これは一番わかりやすいですね。質の高い建築物を新しくつくるということで、これはわかりやすいです。もう一つは質の低い建築物が新しくできることを防ぐということがございます。質の低い建築物ができないようにするということです。

それから、③、④、⑤がストック対策でありまして、まず、③質の低い既存建築物の質を向上させるというやり方です。④既存不適格建築物、これは建築基準法が改正されますと必ずたくさんできてきますが、この既存不適格建築物を適格にするというやり方がございます。⑤違反建築物、この違反建築物を是正する、または除却してしまうというやり方もございます。

こうした3つのやり方がストック対応といわれるものじゃないかと思うのですが、質向上の今回の整備方策はどこに目標を置くのかということが重要であります。私は、特にストック対策を重要視しないといけないんじゃないかと思います。とりわけ増加しつつある既存不適格建築物の質向上をどのように図っていくかということが課題となると思います。

そこで図を見ていただきたいのですが、こんな図をつくってみました。2ページ目の図の上の棒グラフみたいな図です。これは縦に建築の質を置きまして、基準法水準を横に引きました。現状は(1)でありまして、こんな形になっているんじゃないか。建築基準法の水準より高いのは当然であります、その中でも質の高い低いのレベルの差がありますが、建築基準法以下のものもあります。

これ以下のものは、一つは違反建築物ですし、もう一つは不適格建築物であります。この量がどのようなものになるのかわかりませんが、ここに書きましたような割合であれば幸いですが、もっと大きいかもしれないと実は思っております。

この違反建築物と不適格建築物をなくすという方針でいきましたのが、(2)であります。これは違反と不適格をゼロにしたものです。しかし、それでは不十分だ。もっと建築の質は上げていく必要がある。建築基準法水準よりも離陸して、少し高くなったものを想定しますと、(3)のような形になります。

ところで、建築基準法が改正されますと、たちまち不適格建築物がふえまして、その右の図の(4)のように不適格建築物が増加するということになります。これもまた高くし

て（５）のように増加した不適格建築物をゼロ化するという作戦が必要になるかと思えます。

なお、ここで全部棒のように画いてありますが、実は建築物の質を縦において、横に量をおきますと、多分このような棒状にならずにレモンのような形、上にすぼまって、下もすぼまったような形になるんじゃないか。これは何か統計資料で図に画いてみるとおもしろいなと思いつつ果たせていないんですが、実際にはそういう形になっているかと思えます。

次の議論に入ります。２．建築物の質について考えるという問題であります。建築物の質というものは、どういうふうにとらえたらいいのかということで、これはかなり悩んだのですが、とりあえず次のように考えました。

まず（１）に書いてありますように、建築物の質を問題にする動機です。どういう動機で、この質を問題にするのかということですが、この建築物の質を問題にするのは、生活・消費者です。そして、生産・供給者、それから社会の３つにそれぞれ動機がありまして、この三者の相互関係の中で具体的な質水準が決められて、質の向上が進むように思います。

２ページに入りますが、①建築物に対する質的な要求の増大が挙げられます。まず、安全・安心の確保といったようなものです。これは、防衛的な質とでも言いましょか。耐震性、耐久性、火災の安全性、環境性、高齢者対応といったことが最近によく言われるわけでありまして。

次に、高度な欲求の充足ということ。欲求が高くなり、それを充足するということは積極的な方向性の要求であります。例えば、高級な機能とかデザイン、景観、健康といった要求は高度な、積極的な要求であります。

それとともに、今度は経済性の向上というような観点もありまして、性能向上による省エネ、メンテを不要にするといったようなことがございます。

今度は、だれからそのことが出てくるかを見ますと、②にありますように、技術進歩の成果の利用による引き上げで、これは特に生産者が技術進歩の成果をできるだけ活用して、性能を引き上げようと絶えず努力をしている。

一方で、需要者、生活者は所得が上がったので、それで建築ももう少しいいものにしようという欲求は当然あるわけでありまして、③所得向上のもたらす押し上げという行為が行われます。

また一方で、④環境保全、省資源、省エネルギーなどは社会的な動機で、とりわけ行政

がイニシアチブをとってやろうとされることが多い。

これら三者が相互に関係し合って、質向上の方向に進むという動機をそれぞれが持っているわけです。

(2) 建築物の質の多様な側面ということをお話ししたいと思います。

建築物の質にはさまざまな側面や切り口があるわけです。10個書きましたが、もっとあるかもしれません。①質的価値の多様性であります。利用、性能、資産、流通、社会、文化、芸術と書きましたが、これに全部「的」とか「性」とかをつけていただきますと、その意味がよくわかると思います。利用上の質、性能上の質、資産上の質、あるいは社会的質、文化的質、芸術的質というふうに考えることができます。

それから、②物的構成面でいきますと、ハードの質と管理運営といったソフトの質といった問題があるとか、あるいは③フローの質とストックの質、それから④建築主のタイプからして、個人部門、業務部門、公共部門といったことです。

⑤用途別建築物の質として、住宅、学校、病院、事務所、商店、工場と、これは全部質が違います。高い質といっても、その質の内容が住宅と学校と病院では当然違ってきます。

⑥所有・利用形態にかかわる質としては、独立所有しているのか、区分所有しているのか、賃貸であるのかといったようなことがありますし、⑦耐用期間では、短期、中期、長期、超長期、⑧建築過程では、設計の質、施工の質ということがあります。いずれにしても、⑨質には非常に幅の広いグレードがありまして、そのグレードのどこをねらうのかということは、いつも建築家や建築主は位置づけを考えているはずで、⑩持続可能性から見た質として、長寿命、建替え可能性、環境負荷が小さいか、などです。

前回の審議会で、私は超高層住宅について、建替えができないんじゃないかという疑問を出しましたが、これはやはり問題です。建替えが難しいということは、長期的に見れば、質的な問題として大いに疑問がありはしないかと思えます。これは区分所有の限界でもありますので、今後区分所有の問題を考えていかなければなりません。

次に、(3) 質の問題から見た建築物の特性です。建築物というのは、自動車なんかと比べても質の問題から見て特別な性質があるように思います。建築物の生産・利用の特性というのは、質の問題が非常に複雑で難しいものになっているように思うのです。幾つか書いてみました。

①建築物は個別性が強くて、多様性が大きい。したがって、質的にバラツキが大きくて、安定性に欠けると言えます。②生産過程について言いますと、プロジェクト単位です。現

場が全部違って、その現場で臨時的な組織で生産が行われていて、建物が建ちあがりますと、その組織は解散します。こういうやり方を繰り返しているんですね。自動車だったら、決まった工場で決まったものをつくるんですが、こういうふうにプロジェクトごとに異なる敷地で違ったものをつくり、できたら解散するということを繰り返すということは、やはり不安定であります。

③生産過程が多段階にわたり、多様・多数の主体から構成されている。段階については、企画、設計、施工などの生産段階ですし、主体ということについては建築主、デベロッパー、設計者といったものがたくさん集まって一つのものをつくって、できるとまた解散して、また新しくつくって解散するということを繰り返すということは、それだけリスクのチャンスが大きいわけであります。

これは自動車産業と比べてみれば、明らかに建築・住宅の分野というのは「リスク産業」と言ってもいいぐらいのものです。したがって、油断していると質は下がる方向に指向してしまうということでもあります。

それから、最近、建築には設備の部分が非常に大きい建築があらわれました。そうすると、これは建築の質と言っていいのか、あるいは設備とか機械とかの質と言っていいのか。

④設備や部材の比重が建築の質を支配するという場合があると思います。

それから、建築の非常に重要な性質として、長期に使われるということがあります。したがって、⑤長期に使われると陳腐化、劣化が起こるということで当然質の低下が起こります。この質の低下に対して、メンテナンスをしたりリフォームをしたりするわけですが、これは建築の非常に特徴的な性質かと思えます。また、⑥単体、集団、まちなみといったようなこともございます。

次に、質の向上のためにどういう課題があるのか、どうしたらいいのかということをおは5つのポイントに絞って3ページと4ページに書いてみました。まず(1)建築物の質を規定する基本的な要素は、ヒト・システム・ワザ・カネという4要素にまとめてみました。時間がないので、簡単に申し上げます。

やはり建築というのは、①建築関係者(ヒト)の活動によって決まる性質は非常に高いわけですね。建築主、デベロッパー等であります。この人的なヒトの面での能力、意欲、モラルに依存する比重が非常に高いわけですから、建築教育、あるいは継続的な教養の涵養、技量の研鑽が必要でありますし、またあわせて建築需要者・利用者としての市民の建築的な知識とか教養。さらに言うならば、子供の時代からもっと建築に親しみを持たせ

るような教育が必要だろうと思います。

次に、②建築のプロセスであります。これはシステム問題です。建築士法では、建築士は需要者の要求のもとに設計し、工事監理する仕事だと書いてあるんですが、こういう認識は古いといったら失礼ですが、ちょっと古いんです。

こういうものもかなり大きな割合であります、今やそれだけではありません。そこで想定されているのは設計施工分離の形態でありますし、それは非常に重要であります、そのほかに設計施工一貫とか、デザインビルドとか、プロパティーマネジメントとか、プロジェクトマネジメント、コンストラクションマネジメント、PFIと、いろいろ新しいシステムがあります。これらのシステムをもう少しよく分析して、建築目的において適切な選択が必要だろうと私は考えています。そういうことを建築研究として行う必要があるんじゃないでしょうか。

次に、③建築技術（ワザ）があり、④建築費用（カネ）です。建築費用の問題は、いい質のものを建てようと思ったら、当然費用はかかるわけであります。特に、企画、設計、監理、コンサルティングといったサービスの費用に、どうも我々はあまりカネを出していない。出すセンスが少ないようです。こうした費用を切りますと、結局非常に惨めな質になってしまうわけです。

これも自動車と比較してみたらわかるんですが、コストダウンのために乾いたぞうきんを絞るようなことをやりますと、必ず質的な低下が起こる、トラブルが起こるということは明らかであります。したがって、適切な建築費用を使うということは大きな前提にしなければなりません。

(2)として、2番目に考えましたのは、建築企画に大きな努力をほらいきましょうということです。昔からことわざに「匠三分に施主七分」というものがあります。これは造園のことわざですが、できばえというのは、それをつくる人が3割、建築主が7割のウェートを占めているということが言われています。

建築はもう少し違うでしょうけれども、いずれにしても建築主の役割というのは非常に重要だということを意味しております。

近年は、マンション・デベロッパーという新しいタイプの建築主があらわれましたが、建築主でもあり、かつ生産・供給者でもあるんですが、これの特徴は最初は建築主としてあらわれるんだけど、住宅を分譲してしまうと、もうそこから建築主ではなくなってしまうということです。

これが姉齒事件の大きな原因であったわけでありますが、最近では保険制度ができました。しかし、保険金を支払うようなトラブルが続発するようでは困るわけでありまして、何とか建築主の新しい形態としてのマンション・デベロッパーというものをうまくいい形に仕立てていくことを考えないといけないんじゃないかと思います。「マンションデベロッパー法」が必要かもしれません。

建築企画というのは、もともと建築主の役割であったんですが、最近では国際的に見ましても、建築家業務の重要な一部分になってきております。今後、この問題にかなり重点を置いてやらなければいけないんじゃないかと思います。

その次のページ、最後のページですが、(3) 建築物の生涯を通じての総合的な扱いということが重要であります。我々は建築学を学んで建築物を建てているわけですが、従来は竣工するとともに役割は終わって、次は今度はストックになりまして、「不動産」と名前が変わります。

不動産が扱うのは、法律・経済・経営・商業といったような領域になるんですね。この建築物と不動産とが、産業面でも学術面でも行政面でも、どうもあまりにきちんと分かれてしまっとうまくつながっていない。これからは、ぜひ一貫したものとして総合的に扱われないといけないと思います。

例えば、費用の問題にしても、生涯にわたる費用をライフサイクルコストで考えますと、新築時の建設費用は全体の4分の1程度でありまして、残りの4分の3は使用時のランニングコストになるわけです。したがって、省エネルギーとか省CO₂とかを考えようと思えば、どうしても建築から不動産に至る、フローからストックに至る一貫したものの総合的な扱いが必要になってまいります。

次は、(4) 地域的多様性の尊重であります。

建築物はもともと土地の上に建てられますから、地域の風土性、文化性、歴史性を反映することによって高い質を獲得することができる。しかし、最近はどこへ行っても、同じような建物ができてきております。都市化、近代化、工業化は建築物の性能の質を高めました。同時に、全国画一化を進めてしまいました。これからはなんとか、地域的多様性を復活させないといけないと思います。

最後の(5)は、優良な建築物にもっと学びましょうということです。

優良な建築物も随分あるのです。ですから、そういう優良な建築物がどういう条件で建てられているのかということをよく分析して、結果を公表して、質の向上の検証のために

使いたい。

それから、建築評論をもっと活発にして、優良な建築物への誘導を図るとか、優良建築物の表彰、授賞を盛んにするということをしなければなりません。そこで注意しなければいけないのは、これまでを調べてみますと、受賞した建築物が必ずしもうまくいっていない、だめなケースも多い。著名な建築家が設計したにもかかわらず、欠陥がある、あるいは失敗したということがあるわけです。

こういうものは隠してしまいがちなけれども、これはやはり明らかにして、ぜひそういう失敗が起こらないようにしなければいけません。建築物の評価というのは、長期的、総合的視野でやらなければいけませんから、評価するときにも2、3年たって使われたあとに評価するといった、さまざまな工夫が必要かと思います。

時間がまいりましたので、とりあえず終わらせていただきます。

ありがとうございました。

【部会長】 ○○先生、ありがとうございます。

大変に包括的で充実した内容でございまして、いずれもごもつともでございます。また、もし後でお時間がございましたら、追加のコメントをお願いします。

それでは、○○先生、お願いします。

【委員】 ○○でございます。

発言の機会を与えていただいて、ありがとうございます。私の今日用意いたしました資料は、まだ原稿が世に出ていないものなんです。建築家協会の関東甲信越支部の機関誌『Bulletin』というものの4月号だったと思いますが、これのまだ校正段階のものでございます。今日の問題に関して、コンパクトにまとめた私なりのメモということで、またお読みいただければと思います。

パワーポイントを使って30分ほどご紹介したいと思っておりますが、同じものが資料2-2という形でつけてございます。タイトルは「建築基本法による法体系の整備」でございます。現在の建築基準法、あるいは建築士法が戦後日本の建築のシステムの根幹となつて機能してきたわけですが、やはり時代が変わってきた、あるいは技術が非常に高度化してきたという状況の中で、特に目的も含めて、基本的なところの見直しが必要だろうと思います。

部分的な手直しという形では、今の建築システムを変えることも難しいので、まず建築基本法というようなものを考えて、そこで十分審議した上で新しい法体系を考えられない

だろうかという趣旨でございます。

内容はここにありますように、1. 社会規範の変遷、2. 耐震建築の課題、3. まちづくりと建築、4. 法に期待するものということで、キーワードだけ並べてみました。まず、そのご紹介をして、最後に、5. 建築基本法の提案ということで、今考えております基本法がどんなものかということをご紹介したいと思っております。

まず、1. 社会規範の変遷ということでございます。

このたびの質の向上という内容は、まさに量的な建築の整備という状況から、質をどうするかということだと思います。社会のあり方そのものが従来のトップダウンのような形でやるのではなくて、専門家を含んだ集団合議制といったような仕組みを考えていく必要があるだろう。

特にこれは、経済成長や量的生産というようなときであれば、ある程度トップダウン的な方向も機能するかと思うんですが、これから質的な状況を確保しながら、どうしていったらいいかということは、特に建築のように地域の実情だとか専門家の技量をどのように反映していくのかということになると、新しい仕組みが必要になってくると思われま

す。そういったことを実現するために、ある意味では市民社会が健全に機能していかなければいけないということになると思うので、必ずしも建築行政の中だけ、あるいは法の議論の中だけからできることではないと思います。

建築がいかにあるべきかという、このような議論を国民の間ですることによって、逆に市民社会を自分たちでつくっていかねばいけないという自己責任の方向が見えてくるのではないかと思います。

環境問題なども非常に幅広い問題で、簡単な答えがすぐ用意されるというものではないと思いますけれども、一般的に環境に対して何とかしなければいけないという意識はあると思いますので、そういうものを新しい建築システムの中で醸成することが可能になるかと思っております。安全の問題なども、広い意味では環境の問題の一つと考えていいのではないかと思います。

一方、昨今は経済が非常に厳しい状況にあります。やはり経済の側からの論理だけで建築物が作られていたり、維持されていたりということに対しては、本来の建築の目的とするところが実現しなくなる部分があるので、そこをどのように規制するかということについては考えていかねばいけない問題だと思っております。

また、そういった仕組みを実現する上でも、「小さな政府」と書きましたが、やはり行政

が非常に大がかりになって検査をしたり整備をしたりということよりは、最小限の公的な力の振るい方で、民間の活力をどう生かしていくか。

ただ、民と言ったときに、建築の公共性の部分の問題があります。後ほど私有財産というよりは社会資本、あるいは社会資産としての役割をどう見ていくかというような問題があると思うので、そういうところに民の力が適切に振るえるような形にするのにはどうしたらいいのかということは、課題としてあると思います。

2. 耐震建築の課題と挙げましたのは、私の専門が建築構造だからですが、もちろん建築に要求される性能というのは、耐震性以外にも大変多くの性能を持っております。しかし、当初建築基準法に求められた「地震でも壊れない家をつくる」という部分というのは、大きな命題としてあると思いますし、その部分が現在の基準法の中でも多くの課題を抱えているということで、今日私なりの考えをメモにしたわけであります。

まず第一に、建築の要求性能というのは、耐震の部分に限っても非常に微妙な部分がたくさんあるので、法律ですべてを書けないということは明らかだと思います。そういったときに、少しずつ条文や項目がふえていったりすると、どうしてもゆがんだ形になってしまっているのが実情ではないかと思えます。

専門技術者がいわゆる最低であっても、ほんとうの最低の規制と最低のグレードといったものに対して義務と責任を果たすという形になればいいんですけども、細かい規定がございまして、それにあわせることが目的化してしまうという現状があると思います。

そして、それが実際に学術的・技術的にバランスのとれたグレード設定になっていればいいんですが、どうしても文章で書いたり、部分的に手直しをしたりということもあるので、性能規定と言いながらも現実かなり不整合なものが出てきているということがございます。

それから、建築が私有財産ということで、最低の基準を満足すれば建築する権利があるという位置づけになっていることから、それを逆手にとって耐震性といったものを科学技術的に考えるのではなくて、単に法に任せて、あとは安くすればいいというような経済の動きに対して、現在の基準法は非常に無力だと言えるのではないかと思います。

そして、巨大な技術に対しても、法を満足すれば建築してもいいということを社会がそのような形で認めてしまうと、非常に見落としが危険な状況になることもあり得るわけです。それは自然外乱といったものがどのぐらいの規模のもので、どのようなことが起きるのかということに関しては、やはり最新の知見と技術者の注意深い技術の運用とがベース

になければいけないので、そういったものが見えなくなっているということが、現在の基準法における耐震建築規定の最大の問題ではないかと思っております。

一例的な取り上げですが、1981年に新耐震というものが導入されて、これ以降は、どちらかというとなが技術をリードするような形で進んできたわけです。新耐震で導入された変形能力をどういう係数で評価するかというあたりについても、見直されないままずっときてしまっていると、それがあたかも真実かのように使われてきているようなところがあります。

98年の性能規定化も、性能規定化をしておきながら最低基準を詳細に書いてしまうものですから、それを満足すればいいということで、特に「政令で定める基準に従った構造計算で安全が確かめられたもの」というような言い方にすると、そうすれば安全だと法で言ってしまうようなことになる。

それは、やはり非常に危険な安全宣言ということになってしまうのではないかと。安全かどうかということは、情報を十分に公開することと社会がそれを選択できるような仕組みを用意しておくことだと思うわけであります。

次は、3.まちづくりと建築という視点です。

これは集団規定の部分にかかわるかと思えます。ある意味では景観法が基本法的な役割を果たしていると思うんですが、それが建築基準法でわりと集団規定に関しても細かい規制があって、逆にそれを満足すればつくれるということになると、なかなか自治体が十分に力を振るえない、あるいは周辺住民なりのまちづくりに対する意欲がそがれるというようなことがあるのではないかと思います。

伝統木造建築の復活にかかわる声も随分出てきておりまして、伝統木造建築を現代の科学技術でどこまで評価できるかという難しい面はあるかと思うんですが、このあたりも建築基準法がよいものをつぶしてしまうということになってしまっている現状を認めなければいけないと思います。何とか復活するような仕組みを考える必要があると思います。

それから、建築紛争といったような問題は、最後の許可制度ということを書きました。自治体も建築基準法を満足しているということで確認がおりると、それに対して何もできないということになるんで、やはり個々の状況に応じた判断を自治体も責任を持ってできるようにする。単に文言が合っているから確認するというのではなくて、建築がそのまちにふさわしいから許可するという仕組みを必要としていると思います。

そういうことになりますと、あまり細かい容積や斜線、高さといったものを全国一律に

基準法の中で書くことも必要ないということではないかと思うわけです。

4. 法に期待するものは、基本的に弱者を守ることだと思うわけです。

現実には、非常に膨大な建築基準法の条文になってまいりますと、いつもそれを使っている人、それを仕事としている人にとっては、ある程度使って、逆にそれを使うことで経済活動を行うということになります。

しかし、一般の人にとっては、法を理解して維持管理の努力義務を果たすということもなかなかできないということもあります。現実には、つくる論理が優先してしまうような状況、むしろ強者を守るようなことにもなっている面が指摘できるのではないかと思います。

画一的な規制にして、何かあると部分的に直すということをやっているのですが、どうしてもそこに社会の変化に対する適合の限界があると思います。一般の国民がすべて建築主になり得るわけですから、基本的な部分においては、国民に理解できるような建築に関する法をつくるのが非常に大切です。

例えば、初等・中等教育の中でも憲法などは教えているわけですから、建築も基本法に関する範囲までは国民だれもが教育の中でも使えるぐらいのことを考えてもいいのではないかと思います。そういった法を考えていくためには、国民合意としてつくられなければいけないので、十分な時間をかけた議論が欠かせないと思います。

情報公開が非常に大切だというふうに申し上げているわけですが、これも技術の中身に関しては専門家が一番よくわかっているわけなので、やはり専門家が責任を持ってそういう内容を建築主に伝える、あるいは周辺の利害関係者に伝えるということを位置づけていかなければいけないと思います。目標性能をどういうふうにとるかということに関しては、現実には利害関係が出てくるので、そういった利害関係に関しても情報公開をした上で、社会としてはどういうレベルで満足するんだということを仕組みの中でも可能にしていく必要があると思います。

そのためには、建築の評価といったものも重要ですが、これも民間機関で十分な評価がなされるような方向を期待したいと思いますし、不動産の取引などに関しても、そういう性能の部分についての明示性といったものが要求されると思います。

そういうきめの細かい評価がなされれば、保険制度もうまく展開することが期待されますし、自然災害に絡むような保険であれば、自治体にもう少し積極的にふるまってもらいたいということも可能になるのではないかと思います。

以上のような現状認識のもとに、私が個人として建築基準法改正がこういうことをやっ
ていてはまずいのではないかということ、98年の法改正のときに思いました。その後、
2003年ですから、今から5年半ほど前ですが、建築基本法制定準備会といったものを
建築仲間に呼びかけて発足いたしました。それから、その後も景観三法ができたり、住生
活基本法ができたり、もちろんここには書いてございませんが姉齒事件、そのたびにいろ
いろ発言もしてまいりました。

2006年6月には準備会の案という形で、これからご紹介します9項目にわたる基本
法の案をつくって議論を進めている段階でございます。非常に大ざっぱな枠組みとしては、
基本法は原則を決めて、地方が条例で詳細を決めるということ。そして、民間の基準を最
大限活用するということが基本ではございます。

ただ、例えば、地震とか風とか雪に対して、どのぐらいのレベルにするのかということ
では、500年に1度の自然外乱に対しては倒壊しないというように、今の基準法に相当
するような規制をしておいて、具体的な数値や詳細に関しては、条例で規定するというよ
うなやり方も当然あると思います。

1. 建築基本法の目的としましては、基本理念を定めて関係者の責務を明らかにするとい
うことでございます。

これが建築基準法の中では私有財産ということで、建築する権利に対して最低の規制を
クリアすれば、だれでも自由に建築できるという位置づけになっているわけです。しかし、
実質的にかなり似ているようでありながら、実際に建築物というのは社会資産としての側
面も持つということ、こういう目的の議論の中で明確にしていければいいと思っていま
す。

2. 安全の確保ということについては、一般的な表現ですが、敷地、用途、立地条件に照
らして、十分に安全でなければいけないということです。その中では技術的成果、あるい
は専門家の技術力を活用していく。それは、専門家の責任で行うということが基本にな
ると思います。

3. 健康への配慮ということに関しましては、これも専門家がどの程度の建築であれば、
それが健康で文化的な状況が確保されたことになるのかというのは、かなり判断できるわ
けです。細かい話で申し上げますと、天井高をどのくらいにするとか、あるいはどのくら
いの大きさの窓をあけるんだとか、どういう材料を使う、そういうことについては専門家
が責任を持って配慮する、設計するという状況が少なくとも基本であるということだと思

います。

4. 環境への配慮ということですが、この環境は最初も申し上げましたけれども、環境というのはそもそもかなり幅の広い言葉になっておりますが、地域社会とのかかわりという意味での環境、それは周辺の町並みの問題だとか、それから自然景観とどういうふうに合わせていくかということもありますし、さらには地球環境に関して、建築がそういう意味では資源とかエネルギーをかなり多く使う産業でありますから、地球環境への配慮といったものも考えていかなければいけない。このあたりはどういう形で、要するに規制を主体にしていくのか、誘導政策を取るのか、あるいはどういう形で地域ごとに工夫するのかということについては、これから検討していく内容だと思います。

そして、5. 建築物による社会資産の充実ということで社会資産という言葉を使いましたが、やはり、建築が単に個人の財産ということではなく、少なくとも一般的に考えれば個人の寿命よりは長い寿命を持つ建築というものにこれから期待しているわけでありまして、その建築が豊かな環境をつくるのが豊かな生活を保障するということでもありますから、それはすべて社会資産で、「お前には何の権利もない」ということはありえないと思います。もちろん、非常に低密度な郊外で広い敷地に住宅を建てる場合の社会資産の意味合いと、都心に超高層のマンションとして存在する社会資産の意味合いとは、また随分違ってくると思います。原則として、長期間の使用を前提とし、かつそれが社会的存在だということをつくる側も周辺の人たちも認識した上で、どのような建築をこれから私たちはつくり維持していくべきかを議論し、こういった文言を検討していくことが大切だと思いました。

以上が理念の部分でございますが、これからの部分は関係各位の責務であります。

最初に、6. 国および地方公共団体の責務で、上の既に申し上げた基本理念の実現のために適切な施策を実施するという。それから、それに合致しないもの、特に既存不適格の状態非常にその程度が甚だしいものなどについては、何らかの改善の強制力も必要になってくる場合もあるかと思っておりますけれども、そういった仕組みについてもこれから考える必要があると思います。地域社会の意思が反映される仕組みというのは、これも集団合議の中でそれぞれの立場に対して行政が調整役、行司の役割を果たして許可をしていく仕組みだと思います。

4番目に、技術に関する内容というのは、やはり専門家がその内容を一番よく知っているわけですし、それが発揮する形に政策として持っていくことが必要だと思います。ここ

では、国及び地方公共団体という形で単に併記したわけでありませけれども、国は全体的、基本的な位置づけを示して、地方が独自に個別のルール化、あるいは政策化をして進めていくことが基本なのではないかと思っております。

それから、7. が建築主、あるいは所有者、使用者、こういった者にも建築に対する責務があるのだということを明記しておく必要があるだろうということでございます。つい最近も名古屋の地方裁判所の判決が出まして、建築審査をした県が賠償責任を問われる判決が出ましたけれども、そもそも建築主が正しい申請をしなければいけないというのが前提にあるわけで、そういったことが基準法の仕組みの中では一部は安易に確認制度に委ねていることがあるかと思えます。その建築主が安全、耐震性について構造設計者と十分に議論してどの程度の性能が必要なのか、そういうことをするとどのくらいのお金がかかるのかとか、ほかの柱の大きさとどういう関係があるのかとか、そういう建築物の耐震性、性能に関する判断を建築主として行うことは一切なされなかったんだろうと思えますが、そういうことが必要だということを基本法の中では明示していくことが、質の高い建築をつくる上では不可欠だと思えます。それは所有しようとする者にも当然、同様の義務が発生するわけですが、そういうことを実現していくためには建築物がどういう性能を持っているかということが十分に読めるよう、見られるようにしておかなければいけないと思えますし、良好な状態に保つことも義務としてあるということでもあります。

8. 事業者の責務として、事業者をあえて載せましたのは、もちろんいろいろな事業者はあるわけですが、そもそも建築基準法が考えていた建築主は、自分が住むため、自分が活動するための場をつくるために建築主だったわけです。建築物を売買することによって利益を得るためにつくるということになると、いわゆる住むための建築主とは非常に違った要求が出てくるわけで、例えばデベロッパー法のようなものも検討に値するかと思いますけれども、事業者が専門家の判断をどのくらい尊重してその性能に関する情報公開をどういう形で行っていくのかというあたりがポイントになると思えます。

最後に、9. 専門家の責務ということで挙げましたが、専門家が専門知識の技術と役割を十分に自覚した上で、公正な立場で事業者の信頼にこたえる、建築主の信頼にこたえる。同時に社会資産ということもありますから、社会の信託にこたえることを上げたわけでございます。最初に建築士法のことを申し上げましたけれども、1950年の建築基準法を実質的に担う位置づけとして建築士というものがあつたと思えますが、ここでご紹介した形で専門家に責務を課して、あるいは専門家の技術を使って安全なものをつくっていくこ

とになると、資格そのものについても基本的な見直しが必要になってくるのではないかと思います。

建築基本法として理念、あるいは責務をまとめても、実際はそれをどのような形で具体的な法に落とししていくか、今の基準法をどのように変えて建築士法をどういうふうに変えていくのかということがあるかと思いますが、現システムを一気に変えることは不可能だと思いますし、やはりどのぐらいの時間をかけて最終的な着地点をどのぐらいのところに置いて、ある程度は平行な運用も検討していくことがこれから必要になってくると思います。その時間が10年なのか20年なのかというあたりについてはまだ議論しなければいけないと思いますけれども、ここにまとめとして上げさせていただいていますように、やはり建築物が社会資産なのだという概念を前提に高い安全性を達成するということになる、今のような確認制度では不適切だと思いますし、法の中で基本理念と関係者の責任範囲を明記する必要があると思います。そのような形で運用するとすると、事前協議を基本にして条例規制とか、要するに自治体としての規制、それから専門家のピアチェックといったものも必要になると思いますし、それを社会としても判断ができるためには、専門家の説明責任と情報公開が不可欠だと思います。そしてそれをサポートする仕組みとして評価機関の育成とか、保険制度の活用といったことも考えていかなければいけないのだろうとっております。

大体以上でございます。どうもありがとうございました。

【部会長】 ○○先生、大変体系だったお話、ありがとうございました。

まだ1時間足らずですが時間はございます。委員の皆様方、どうぞご自由にご発言ください。もし可能であれば、これを立てていただけると司会のほうが楽でございます。○○先生、どうぞ。

【委員】 両先生、ありがとうございました。○○先生のスライドの3枚目の図が大変わかりやすいというか貴重だと思うんですけども、この図で(1)から(4)に持っていくということは、行政としていいことをしているんですね。下のねずみ色の部分が増えるということは、いいことをしている結果として増えるということを確認しないといけないのではないかと思います。○○先生は、この量がどのぐらいあるかというのがわからないとおっしゃったんですけども、厳密に現在の基準法その他を見ると、これはものすごくもっともっと大きいと思うんですね。例えば、延焼のおそれがある部分が外溝部も外壁もちゃんとしているかということまで関係を見ると、圧倒的にこの下の部分は大きい。

さらに今、質を高めるために（１）から（４）に持っていく手法でやっている、それはさらに増える方向になっているわけですから、前回は申し上げましたけれども、このねずみ色の部分を少しでもよりよく質を高めるためにどうするのか。それに関しては、現在の建築確認制度というのは大変無力であると思いますので、やはりそれは日本全体のストックの質を高めるためには大変大きな問題だと思います。

【部会長】 先生、ありがとうございます。どうぞ、委員の先生方、ご自由にご発言ください。では、委員、お願いします。

【委員】 両先生、大変幅広く難しい議論を、いろいろ論点を整理していただいております。そういうことで私のほうもいろいろな論点があって混乱しているところがあるんですけども、実は昨日韓国の方が来られて、J I Aが主催してくれた基本法の勉強会みたいなシンポジウムをやったんです。そこで、韓国で基本法をつくったときの苦労話というのは、多分これは日本でも同じように悩むのではないかなと思ったことが幾つか出てきたわけです。そのときにやはり、韓国の基本法は建築界にとっての国家、国民のいわゆる建築のありように対する、今の日本の社会を踏まえた上での決意表明みたいなものだと考えたらいいのではないかと思います。理念という言い方をしていますけれども、要は、先ほどからも〇〇先生の中ではいろいろな人の責務があることは当然で、特に国民の決意表明であるということは、国会で審議されて基本法が決まるとしたら当然これは国民の決意でもあるわけですから、質の高い建築をつくるということに対して国民が当然責務を負っているというのは大前提で、それに対して専門家がまたどういう責任を負うか、行政がどういう責任を負うかという議論に、基本法が展開されることを期待したいわけですね。

まず、そういう前提の中で基本法をどうイメージするかということで、先ほど〇〇先生、〇〇先生も法の体系ということをおっしゃっていました。多分、韓国でも非常に注意深く言葉を選んでやったということですが、それは何かというと、やっぱり建築という領域をどう捉えるかで、建築以外の領域をいろいろ支配している別のところがあるわけですね。いわゆる街と建築、都市と建築の関係については、非常に韓国の基本法の場合は対抗勢力があることになるわけですね。確かに韓国の基本法を見ると「都市」という言葉を一切使っていないんです。それに対する思いは「空間環境」という言葉で表現して、「空間デザイン」という言葉まで入っているわけですね。先ほど〇〇先生のお話でもまた、〇〇先生のまちづくりと建築ということで、まちづくりの視点から見た法体系と建築図視点から見

た法体系をどういうふうに折り合いをつけるのかというのは、実は現場にいる側からすると非常に気になるところで、しかも韓国は地区単位計画みたいなことで、建築基準法の中に韓国の場合は集団規定を全部都市計画法の中に組み込んだんですよね。都市設計法なんていうのもあったんだけど、それは建築がまた引越して全部都市計画法の中に体系づけられて、これは都市側から見たらそういう専門家からすると理念的に非常に整理されていたと、非常にいいことだとも言われているわけです。確かに、法的には整理されて都市計画法で農村のほうまで含めて全部かなり抜本的な改正をやっていったんだけど、結局、そうすると建築は基準法の単体規定だけが残った格好になってしまって。多分、この基本法というのは、それに対するある種の巻き返しというか、もっと建築を頑張ろうよということの宣言で、それはやはり我々専門家としての自分たちの業領域をもっと拡大して、まちづくりとか川下の仕事も川上も含めてもっと総合的にやるという、元気づけるための基本法であってほしいわけです。そういうことで、今、先生方から出ているまちづくりと建築の、特に街に対するところに対して相手との間で異常にうまい具合の対応をしなければならぬ。私は集団規定が中間法みたいなものになったらいいという議論もあるわけですが、どちらにしろ、建築側がもう少し街に攻めていくとか、そういう仕事がそこで成立するようにしてもらおうことが、特に建築士の立場からしたら設計だけの中に閉じこもってはいはこれから大変だということもあります。建築の質を上げるというのは、建築の単体の敷地の中での質を言っているわけではないということで、当然まわりの地区とか地域の環境の質を上げること、建築の側から攻めていくことが私は一番確かなものが出てくると、建築の質というのはそこまで含めているんだということで、戦略的にこういう法体系の議論をしていただきたい。いろいろな議論があるかと思いますが、我々はなぜそこを今、議論しているかというのは、そういうことが一番の狙いとして国民全体が決意表明をしてそこにいくための新たな建築側からの決意といいますか、理念として法を整備していただきたい。そうなったときに〇〇先生のおっしゃる基準法の、今、基準法と司法になってどうなるんだというように多少戻るといって、あるいは性能規定みたいな話もさっきありましたけれども、もう一つ別のいろいろな誘導法を絡めていって、実質的に建築の側がちゃんと地上戦として攻められる領域をもっと拡大していただけないというふうになればいいなと思っています。そういうことでちょっと細かい話できませんけれども、私の感想です。

【部会長】 大変大局的な……。細かいことになるよとそんなことは無理だよというご意

見も出るかと思いますが、そもそもこの分科会は割合ご自由に何でも言うのが趣旨でございます。何か両先生、今のことにございますか。

【委員】 基本的にはおっしゃるとおりだと思いますし、建築基準法で細かいところが規定されていることが、それを守ればもう機械的に実現できてしまう仕組みだったと思うんですね。それがやはり、建築家がもっと腕をふるう場所をそいでしまっている面だとか、技術者も技術を自分なりに活用するという気力をそいでしまっている部分があるかと思うので、それはやっぱり専門家の能力が最大限発揮することによって国民にどれだけメリットをもたらせるのかを私たちも説明できる形で発言していかなければいけないのかなと思いました。

1つだけ、私も韓国の基本法を先週ヒアリングしてきたんです。今おっしゃった状況ではあると思いますが、韓国の場合は建築士の数が2万人程度で非常に少ないということと、許可制度が原則になっている。建築基準法……韓国は建築法といっているようですけど、建築法と建築士法は日本の制度とある意味では似てはいるんですが、状況としてちょっと違う部分もあるのかなということを確認しております。

どうもありがとうございます。

【委員】 今、〇〇さんがおっしゃった、建築の側から攻めていくというのは非常に賛成です。1つの攻め方は、今おっしゃったように都市のほうに攻めていくという攻め方があると思うんですけども、私は、今日、建築企画ということで強調しましたように、今までの建築家というのはどうも建築の設計ということにこだわって、設計と施工の世界に閉じこもっていた気がするんですね。もう少し建築を作る前の段階、マネジメントの問題も含んで、建築の前の川上の話と川下の話、できてから後どうするかという建築の世界そのものをもうちょっと大きく捉えたらどうかと思うんです。

例えばの話ですが、ワールドカップのサッカーで韓国と共催しました。あのとき日本は10ほどのサッカー場をつくりました。しかし、あの国際規格のサッカー場をつくったあるケースでは、270億円ぐらいをかけてやったんですけども、わずか13日間使っただけでもうあとは使われないんです。毎年収入使用料が何千万か入るんですけども、メンテナンスのために3億円かけているらしいんですよ。こんなことをやっていたのではとてもだめだから壊そうかという話すら起こっている。これは建築家の責任じゃなくてサッカー場をつくった事業主体、あるいは地方自治体かもしれませんが、建築主側に問題がある。しかし、建築家はそういう責任を全く逃れていいのかということがあると思うんです。

こうした問題というのは全国にありまして、例えば、ある地方自治体は音楽ホールをつくる、別の自治体では劇場をつくるなど、みんな箱ものをつくるんだけども十分に利用されない。建築された後のことは考えていないわけです。そういうことについてそれは建築家の責任ではなくて事業者の責任だと言ってしまえばそうだけれど、そういうふうに建築家が閉じこもっていると、建築家はいつまでも使用人の立場でしかないわけです。ですから、「攻める」というのは都市のスケールに面的にもう少し詰める方向が必要であるとともに社会の、建築がつくられ、使われていくという社会の大きな枠組みの中に積極的に突っ込んでいくことが必要だろうと思います。イギリスの建築家協会 R I B A が建築家は役に立たないと社会から批判を浴びて、新しいビジネスのほうに動くようになったということです。A I A も同様の事情にあるようですが、日本もぜひ建築家の世界そのものをももう少しダイナミックな、大きな世界にしていく。そうすれば、都市との接点というのは当然出てくると私は思います。

【部会長】 ありがとうございました。

それでは、〇〇、〇〇委員の順でお願いします。

【委員】 〇〇先生と〇〇先生のお話、大変大局的によくわかりやすいお話でありがとうございました。両先生ともやはり建築主の社会的責任、役割、そういったことをしっかり真ん中に位置づけていこうというのは、私も大変賛成です。

〇〇先生のところで1つお聞きしたいことがあるのは、行政と専門家の責任の分担の仕方です。その確認制度というのは責任があいまいになりがちで、今の愛知の訴訟のようにもなりかねないんですけれども、やはりある専門家が責任……建築主の代理人になるわけですが、そちらに責任がかなりあって、確認というのは要するに許可と違って実際は最終的な責任は申請側にあるという理解をしていたんです。ここで許可制度ということと言われると、許可というのは許可をすれば100%許可した側が許可の範囲において責任があるということに理解するんですが、確認と許可の考え方をもう少しはっきり、先生はどうお考えになっているかということに理解を深めたいんですが、よろしくをお願いします。

【委員】 今、民間移行しているからあれなんですけれど、行政あるいは地方自治体の確認をするのか、許可をするのかということに関しては、責任という意味においては変わらないと思っています。というのは、例えば、耐震の問題にしても建築の耐震性をどの程度にするのかということは、あくまで建築主と技術者の間で十分な議論をした上でレベルを決めて、そのレベルを達成することがやはり設計者の責任であって、それを実際に実現

するところまで施工するのが、施工者の責任だと思うんです。そのレベルが適切であるかどうかについて、例えば周辺住民がもう少し高く安全にすべきだという意見が出たり、あるいは使う側からはもっと低くていいんだけどということを言ったときに、行政としてはこのぐらいのレベルだったら社会にとって建てることを許可しますということであって、そのその棟がレベルになっているかどうかというのは、あくまで設計なり施工なりの責任であって、審査側が審査をしたから質に対しても責任を取るということは基本的にはないと思っております。アメリカなどでは一切責任を取らないことを許可する側も明示していると聞いておりますし、何か問題があれば基本的には設計者の責任になるのだろうと思います。

【部会長】 今、設計者とか、建築主ですか。

【委員】 そうですね。それは一義的には建築主ですが、建築主の意向を反映した形で設計図書をつくるということに関しては、設計者の責任だと思います。

【委員】 先ほどの私の発言とも関連するのですが、許可制度の場合に、既存不適格という概念はあり得るのかどうかというのは、もし指導課その他でわかるのであれば聞きたいんです。許可というのは建てることを許可するのか。建てることを許可するのだと、その後の存在段階では法に合っているかどうかというのは関係ないと思うんです。

【委員】 このあたりについては私も十分議論して詰めているわけではないんですけれども、要するに建てる時にどうするのかという話と、今あるものをどうするのかというのは、やはり水準も違うと思うんですね。ですから、法の仕組みも、今あるものをどうするのかという法律は、建てる時にどうするのかということと別にやっぱり必要なだろうと思いますけれど。

【委員】 一言だけすみません。現在の確認制度というのは、ある意味でそこもカバーできている制度、私はそれが問題あるとさっきは言ったんですけれども、ある意味カバーできている制度で、許可制度だとそれがカバーできないのかなと思うんですけれど、この辺、今日じゃなくて結構ですが、いつか議論したい。

【部会長】 おっしゃるように、今、事務局の担当者にも聞きたいところですが、それをやり出すとディテールに入ってしまうので、今日はなるべく大所高所から皆さんにいろいろな意見を言っていただきたいと思っておりますので、また機会があったらそのディテールに入りたいと思います。

【委員】 お二人の先生方から大変深い話をいただきまして、ありがとうございました。

私が今のこういうお話を聞いていて、建築基準法は何を要求しているのかという原点に一度戻るべきではないかと。〇〇先生からのお話のように、1950年にできたとき、多分、基準法は最低規定というのか、このレベルは少なくとも確保してくださいよと、私側も耐震構造なんですけれども、例えば標準何とか係数が0.2以上だとかいう形であって、学会や何かからいろいろ申し出があっても、今までずっと建築基準法というのは、全国一律にある程度の最低水準を守るということで終始されてきたわけです。今回この基本法という形で、今後のあるべき姿ということになると、これは果たして国として規制すべきでないと考えます。ある程度建築基本法というものの筋書きをつくるとすれば、国としてのあるべき方針というのか姿を出して、あとは民間の職能団体がそれを実現する。当然ながら職能団体はそれを実現させるだけの能力のある設計者、建築技術者をそろえて、かつ自分たちでその責任を持つ体制、今までの私が思い浮かぶルールでいえばピアチェックの制度が考えられるのではないかと思います。

〇〇先生からのお話にあったことで私もちょっと悩むところは、質の高い建築の「質」というところが、私がやっている耐震構造でいえば耐震性能という言葉で次にあらわされて、そこはまだ茫漠としているんです。もう一ランクブレイクダウンすると、要求外力という形になって少し数理的に扱う社会になるんですけれども、景観論争と言われている建築の質になってしまうと、これはある程度の建築物、自分の所有するところに自分のお金で物をつくるときの景観論争というのが、質としてそぐわないものではないものなのかどうかと。ある程度の価値判断というのか、人間の人生論になってしまう面が建築物は含んでいるんだと思うんです。そのあたりで〇〇先生が都市計画という中に、建築物の指摘、要求の増大に「景観」という言葉を入れていらっしゃるんですけど、その景観は果たして質としてどう取り扱うべきかという何かお考えがあればお聞かせいただければ幸いです。

【委員】 景観というのは、今、〇〇先生がおっしゃったように、すべて個人的なものだと言われ続けておりました。ただ、そのことだけでいきますと、結局何もできない。みんな考えが違うじゃないかと、乱雑になってもしょうがないということになるわけですね。そこで市民的合意がある程度得られると、あるタイプの景観になって、この景観法というのは、私はそうだと思うんです。

私も京都にありますが、京都はかなり厳しい景観になります。京都も長い間、悩みに悩んでおりまして、これを放置しますと景観がよくなることはないのです、どんどん悪くなり

ます。しかし、京都の価値というのは伝統的な文化に支えられた価値ですので、この景観を失うこと、悪くすることは京都の価値を下げていきます。従って、京都の市長もようやく立ち上がって、かなり厳しい景観の措置をとったと思います。眺望景観までつくりまして、どの場所からどの山が見えるということで、そこを見るのにじゃまになる建物は将来建物の高さを下げてほしいということまでやるのです。しかし、これは案外反対が少なく、部分的にしか反対は起こりませんでした。これはやはり京都の市民の合意が得られたものじゃないかと思います。

そういうわけで、そのほかにも神奈川県の実鶴町ですか、これも美の条例というのをつくっていますし、最近あちらこちらで景観法ができたことをきっかけにしていろいろな条例ができるようになって、市民の合意を得ていく傾向ができてきているのではないかと思います。

【部会長】 ありがとうございます。同じように〇〇先生がずっとおっしゃった中でも、その市民の価値観とか個人の価値観にかかわる部分はいっぱい出てくるのではないですか。それが何らかの合意形成プロセスに基づいて決めていくということですよ。全部定量的にできていく話ではないですよ。

【委員】 ないと思います。

【部会長】 ほかにいかがでしょう。どうぞ、〇〇先生。

【委員】 今の話に関連して、先生に我々の立場のご意見を申し上げたいんです。建築というのは、こういういろいろな社会的規制や法的規制があるという意味は、私的財であると同時に社会財だということがあって、社会財としての責任を果たさなければならないということを建築は持っていると思うんです。その中に、今、景観という言葉が建築の表層的なところのデザインの問題だと捉えるとこれは全く違うので、景観ということから我々が意味しているのは、建築と建築によってつくられる、いわゆるそのすきまの空間の質のことをいっているんです。それは市民とか地域の人たちが共有している空間です。その共有している空間はどうでもいいというふうに、戦後のまちづくりというのはどちらかというところとそっちですっきりきちゃって、そこについてはよく行くヨーロッパの街というのはほとんど中世にできた街ですけれども、彼らはそこがまさに市民の共有の財産の空間で、それを大事にしようとしてつくってきていると思うんです。

だから景観というのは、その質を市民なり地域の人なりが大事にしよう、このぐらいのレベルの空間をみんなで共有しましょうと言って、景観の規制とか誘導することだと

思うんです。そのときに今の建築教育も僕は非常に問題があると思うんだけど、敷地の中だけで建築を考える教育を基本的に行っているから、建築の課題でも敷地の線だけ書いてまわりは何があるかわからない絵を持ってきて、これをどうですかと言う。それが一番の間違いで、結局まわりとの関係の中で建築がどういうふうに出場するか、そういう作法を身につけないと全然だめなんですよね。これは非常に深刻な問題だと私は思っているんだけど、今回の基本法の中ではっきりそこも建築の責任だということを言ってもらいたいし、そのためのいろいろな施策が、我々にとってはいろいろな武器を与えてもらいたいという意味で、制度的ないろいろな支援があるといいなと思っているわけです。

【部会長】 ありがとうございます。〇〇先生、どうぞ。

【委員】 私は法律が専門なせいかもしれませんが、頭がかたいものですから、なかなか大胆なご議論が多いなと思ってついていけないところもあるんですが、特に〇〇先生のお話で、法律に書き込んでしまうとかえって形式主義に陥った無責任体制になってしまうご指摘ですとか、あるいは現行の建築基準法がちょっと複雑になり過ぎているので規定を簡素化する必要があるとか、そのとおりでなと思うところもあります。

それで、要するに質の高い建築物をどういうふうにつくっていくかということが原点になりまして、そのためのツールとしてどういうものがあるのかと考えたときに、評価は分かれるかもしれませんが、もう一つ基本法という手法があるのではないかというご提言と受けとめました。ただ、基本法については意味がないとは言わないけれども、国民の決意はいいんですが、なかなかほんとうに国民が決意しているかということ、法律をつくったからといって決意するということと同義ではないので、その辺が難しいんです。多分、行政的には基本法は結構意味があるんでしょう。というのは、ほんとうは事務局の方にぜひご報告でもいただきたいところですが、行政的な意味合いというか、こういうふうにするという現行の制度を動かせる、そういうきっかけになるのではないかという意味では、基本法というのは少なからぬ効用があるのだと思います。ただ問題は、基本法をセットするとして、どういう仕組みをつくっていくのが行政内体制としても一番重要だと思います。

〇〇先生の今日の資料ですと、基本法があっけいなり条例があるみたいな図がございましたけれども、校正原稿のほうの2ページ目ですと、建築基準法というのは建築規制法と建築条例に分けてやっていくという法の体系のイメージがありますが、こちらが正規のというか完全なものですか。

【委員】 いろいろ議論の余地はあると思いますけれども、そのあたりも含めて議論していこうという趣旨ではあります。

【委員】 私が思いますのは、基本法をつくるのはいいんですが、つくった上で中間項ですね、ブレイクダウンしたレベルでの法的な制度というのはちゃんと考えておかないと、中身がなくなってしまうだろうと思っています。それで気になるのは、1つは専門家という言葉が大変多用されたのですが、専門家というのは何かというのが大問題で、しかも現代は専門家不信の時代であり、専門家と称する人が言うことほど信用ならないものはないというところがあって、その定義と分類と、その人たちの扱いですよね。そこについて広い意味での国民の信任が得られないと専門家を積極的に活用することもできないだろうということで、そこは大変気になるところであります。

それから、受け皿として自治体をどう評価するかという問題がありますが、それは地方分権の時代と言っていますけれども、ちゃんと言っていないといけないのは、自治体が全部担ったからといって、夢の時代、夢のようなパラダイスが広がるわけでは全くなくて、やっぱり行政能力とか技術力が現実に自治体レベルであるのかという問題もありますし、制度設計そのものはそうはいったって国がやらないといけないだろうということになりますので、国の役割を適切に評価した上で自治体の役割を考えることは、外せない視点ではないかと思います。

3点目としては、建築基準法の規定を少し簡素化するというのは極めて大事な視点で、世の中が稠密化して専門化していくと、どんどん基準でもマニュアルでもやたらと厚ぼつたくなってしまい、増えるということはあっても、減らすことは非常に難しいので、ほんとうはそれは英断でやらないといけないと思います。ただ、手綱を外しちゃったときに、馬の手綱を外したら意外と速く走るということもあるんですけど、走らないかもしれないし、落馬するかもしれないとかいろいろあって、だから手綱の外し方ですよね。外し方と、ほんとうに外していいのかどうかということも含めて二層構造で考えないといけないので、その辺はポイントになるのではないかと。

最後に一点だけ言うと、都市と建築の話ですが、ここの議論で建築屋さんのための法改正みたいなことをやってもしょうがないと思うので、議論の立て方が、みんなが幸せになるようないいおうちは何かということに常に立ち返らないといけない。都市計画と建築の関係で利害関係がどうかという話は、これは本音のところであるのかもしれませんが、表に出せる議論ではなかろうと思います。私はこの点については国交省の中の間

題として集団規定の扱いは課題なので、ほんとうは切れ目が入るといいなと思っているんですが、この点についてはぜひご検討いただけるとよろしいかなと思っています。

以上でございます。

【部会長】 大變的確なご意見ありがとうございました。〇〇先生、何かコメントございますか。

【委員】 実際に、今は資格というのは一級建築士しかなくて、その上に構造設計一級建築士というのも議論されていますけれども、専門家が信任されるためには専門家はどのようなものなのかということが見える形で存在しないといけないと思うので、一朝一夕にはかなり難しいことは承知しております。新しい建築家像を新しい構造技術者像をつくって、そこでどこまで信任できるかを進めていかなければいけないと思うので、制度的に可能であれば小さくパラレルに始めて、それがある程度のところまで成長していくことで高度な技術とか建築家のかかわりとかいったものがある程度国民から見える形で運用することが可能なかなとイメージはしております。

【部会長】 〇〇先生に一言私から、今の〇〇先生の質問に関連してお聞きしたいんですけど、一番最後のところで時間をかけていろいろやる、急にすぐには全部できないとおっしゃったんですが、この基本法による法体系の整備というのは現行の基準法とか司法、いろいろ欠陥のあることは十分認めるんですけども、そういうものの上にこれをオーバーラップさせようとするのか、長期的には今のそういうものをやめちゃってもこれで全部代替しようというのか、その辺の大きなところはどうぞございましょうか。

【委員】 もちろん、建築基本法だけで規制が自動的にできるわけではないので、別にある種の規制のための法律というのは、建築基本法を実現していくためにいろいろな法体系は必要だと思うんです。ですから、今の基準法を部分的に変えるというものとはやっぱり性格が違ったものになると思うので、おそらくは10年ぐらい時間をかけてやるのだったらこういう形のものができるだろうとか、そういう形での議論になるのかなと。要するに、今の建築基準法は基本的に確認制度を前提にして組み立てられていますので、それを確認制度じゃない形にするとか、集団規定に関しては組み方の形を変えていくということになれば抜本的な組みかえということになると思いますので、それは基準法を直していくとか、建築士法を一部変えていくというものではなくて、新しい資格と新しい規制体系とといったものをつくってそれに何年かかけて移行するという形ではないかと思うんです。

【部会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【委員（代理・〇〇）】 本日、〇〇の代理で出席しております、〇〇の専務理事の〇〇でございます。先ほど来のお話で、この会そのものの大きなテーマであります建築の質と、高い建築への誘導というテーマから、今J I Aとしては大きく分けまして4つの取り組みをしております。これは成果品なり報告なりをさせていただくのに時間差はありますけれども、とりあえず一番早くご提案したいと今、研究しておりますのが、建築許可制のことです。許可制というのは建築家にとってもハードルが高くなることでありますけれども、やはりまちづくり、あるいは建物の質を上げていく上に必要だろうということで、主として英国のプランニング・パーミッションの制度を参考にしまして、英国のウェールズの人ですが、プランニングオフィサーに来てもらい、いろいろ勉強会をいたしました。許可制に関しては、今、3つの視点で検討しております。

1つは、許可をするのに住民参加を得よう、住民参加を含めた許可制にしよう。これは現実イギリスなどでは9割方プランニングオフィサーが許可しておりますが、1割ぐらいは重要である街、あるいは村に対してインパクトが強いというものについてはプランニングオフィサーが選んで住民参加で決めてもらう。これは住民参加といいましても、イギリスの場合は地方の自治体の単位が大変小さいので区議会の中の委員会だと考えていいと思いますが、そういうところで判断をする。

検討の2番目は、そこで何らかのトラブル、つまり開発者、建築者の思惑と住民たちとの思惑が違ったときの調整機能を考えよう。これはイギリスではケイブという制度がありまして、これも参考にしたいということです。

3番目はやはり許可ということですから、私権の制限を伴う。これをどう考えるかということ。これは一例を申し上げますと、ある開発をしようとして、そこの緑豊かな森が、丘が崩れた。そのときに土地の地主の権利だという考え方と、その景観はあなたものではありませんという考え方、これはイギリスではそういう考えが非常に強い。そういったことを日本で理解してもらえるだろうか。この3点を、今、詰めをしているところです。

基本法に関しましては、先ほど〇〇委員からご説明いただきましたが、昨日韓国からこの基本法の素案をつくられた〇〇の教授の〇〇先生に来ていただきました。それから、それを国会で通すことに尽力された大韓登録建築家協会のハン会長、事実上このお二人でつくったといっても過言ではない方ですが、その方に来ていただいていろいろご説明を受けました。私どもが考えていた建築基本法のイメージ、実際の法文は事前に見ていたんですが、お話を伺ってなるほどと思ったことが2、3あります。

1つは、韓国の基本法は国民の目線、あるいは国の目線で作ると。建築家がつくったんですが、国民の目線でないと通らないということで、いわゆる業界のエゴ的なものでは絶対に通らないという確信のもとにそういうつくりかたをした。最終的には、建築家やら建築に従事している人のメリットが多いに出てくるんだけど、一言も建築家などという言葉は使わなかった。先ほど〇〇先生からご説明があったように、都市計画、あるいは都市ということを一言も入れないで、都市という言葉を入れると都市計画をやっている人から反発をくらうというので、空間環境という言葉に置きかえたそうです。そういうやり方、これは多いに我々も参考にしないといけないなと思っております。

それからあとは詳しく触れませんが、いわゆるまちづくり、景観関係をどうしていくかというのは別のテーマで、今、並行してやっております。

専門家の責務、これは私どもにとっては建築家の責務ということですが、これも並行してやっております。この4つは質の高い建築を誘導するということの根と同じですので、表現としておいおいご報告できる形にしていきたいと考えております。

【部会長】 ありがとうございます。それでは〇〇委員、〇〇委員の順番でお願いします。

【〇〇委員】 両先生、どうもありがとうございました。特に前回のときも〇〇先生から複合住宅の建てかえの話、その難しさという話があって、今日も先生のお話の中に出てきました。要するに、ストックの問題としてどう対応するのかということと、フローの問題としてどう対応するのかという意味で、今の建築基準法なり土法というのは、基本的にフローというか新しく物をつくるときにどういう基準で、あるいは誰がという体系でできていると思うんですけど、今後その基本法を考えると、ストックのほうを重視した考え方というか法体系というか法を整備していくことに重点を置くのであれば、それなりの議論の仕方があるのではないかと考えます。

それからもう一つ、同じことなんですけれど、別の言葉でご説明いただいた中で社会資本として考えるといったときに、先ほどのマンションの例でいえば区分所有、つまり個人の所有権の問題と公共性として譲歩させる部分というか、そういう何か法体系がこの建築の世界でできるのかどうかわかりません。もっと大きな憲法の議論だとかそっちのほうまでいっちゃうのかわかりませんが、その問題を抜きにして、例えば区分所有で主張する、あるいは景観で個人の資産だからといって主張するものをほんとうに変えさせるところまでこの場で議論していくのかどうかというのは、一度整理しておいたほうがいいのでは

ないかという気がいたします。

【部会長】 それでは〇〇委員、お願いします。

【委員】 私は、品質管理の専門家という立場でこの委員会に初めて参加させていただいております。今日のお二人の先生方は、建築の専門家でない私に非常にわかりやすくいろいろご説明していただいたと思います。特に、〇〇先生の図は大変魅力的な図でありまして、要は今後のことも考えると、1つは、品質というのは一気に向上させることもできない。だから継続的に改善を進めながら品質向上に努めていく。これは基本的な考え方だと思います。そういう意味でこの図は継続的な改善の意味をよくあらわした図だなと、私の立場から勉強させていただきました。

もう一つは、先ほど景観の問題が出てまいりましたが、やはり品質というもの、質というものを考えると、客観的な側面と主観的な側面がある。これはもう1930年代からよくいわれていることですが、何をいっているかということ、その建物の存在というのは人間とは無関係な固有の特性を持っている。それを客観的な側面といっているんですが、もう一つは主観的側面として、その質というのは人が最終的には判断することで、そういうふうになると二元的に物事を考えていかないと、要するにある性能を向上させても、そのことに対して人があまり満足しないとか、無関心になっているとか、そういうものがあると思うんです。私、ここへ来るときに建物の質とは何かということを考えながら来たんですけれども、そういう意味でこの中身を少し整理するとそういう二元的な視点で質というのを考えてみるのがいいのかなと思いました。

それから第二点として、〇〇先生の法的な側面からの建物の質ということについてお話を伺っていて感じたことは、法というのはミニマムリクワイアメントを定めるという、あるいはいろいろな標準というのは、それが基本的な考え方であるだろうと。そうなるとミニマムリクワイアメントだけを満足させていけばいいだけではなくて、これから質を向上させるということを考えると、〇〇先生のお書きになったあの図の水準をどんどん上げていかなければいけない。そうすると、ああいう水準を上げていくための技術的な側面もあるし、法的な面もあると思いますけれども、ロードマップというのが多分、今後出てくるのだろうと考えているわけです。引き上げるためには、やはりミニマムリクワイアメントだけではなくて、例えばトップランナー方式のような、これは表彰制度にもつながると思うんですけれども、そういうことも何かお考えいただけたらありがたいなと。あるいは、こういうところで議論していただけたらありがたいなと思います。感想です。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。委員の先生方、大変貴重なコメントありがとうございました。先ほども申しましたように、現段階では特に結論を出そうということはありませんので、今日はもう一つ議題がございますので、討論をこの辺で打ち切らせていただきます。

事務局、資料3のご説明をお願いいたします。

【事務局】 お手元の資料3という1枚がございます。〇〇と申します。今後の予定につきまして少しご説明をさせていただきます。12月にこの部会をさせていただいたときに、今回の諮問につきまして当面いろいろな方からのヒアリング等を行いながら今後の調査審議への参考にしていこうという方向で今後の進め方を整理していただきました。本日はそのヒアリングの1回目ということで、〇先生、〇先生、どうもありがとうございました。

次回以降でございますが、もう一つテーマがございます、建築行政のマネジメント方策についても検討課題としてございます。次回は主にそちらのほうを念頭に置いて、特定行政庁、今、予定しておりますのは東京都、福島県、神戸市といったあたりを予定しております。そこからのヒアリングを踏まえて、建築行政のマネジメント方策についてご議論をいただくというのを月末から、ちょっと調整がつかなければ来月になってしまうかもしれません。日程調整中でございますが、予定したいと思います。

さらにその後、3回ほどまたこの本日の「質の高い建築物の整備方策」中心にご議論いただきたいと思っています。今日は委員の〇〇先生、〇〇先生をお願いいたしましたが、外部の方も含めまして有識者の方からお話をいただいて議論できればと思っています。下の右側のほうにございますように、例えば建築家の方、あるいはゼネコン等の施行者の方、あるいは建築の市場価値、投資価値、あるいは経済学的な観点からどう見えているかといったような観点からお話いただける方、さらに消費者の立場から何かお話いただける方、あるいは文化とか建築の歴史といった観点からお話いただける方、その他安全学といった分野も考えられようかと思っておりますが、引き続きリストアップしながら部会長ともご相談しつつ、お願いをしていきたいと思っております。

それと並行して今年度、質の向上に関する検討ということで、公募して応募していただいた8団体のほうにそれぞれ調査をしていただいておりますので、その報告をこの中のどこかでしていただければと思っております。

本日、こういう形でお話しておりますが、こういった観点からお話いただける人も必要なんじゃないかとか、あるいはこういう人がいいんじゃないかとか、ご推薦等もございましたら、むしろぜひいただければと考えておまして、よろしく願いいたします。こういったヒアリングを踏まえて論点整理を進めていければということで、当面考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【部会長】 ありがとうございます。それでは、終了のお時間でございますが、今日は〇〇先生からは建築政策全般にかかるお話、〇〇先生からは非常に体系だった理念のお話、ありがとうございます。それから委員の先生方のご意見、大変難しい問題ですが、かみ合っていた議論、ディスカッションになったかと思えます。次回もこういう形で討論が進めばありがたいと思っております。

今日は大変貴重なお時間を割いていただき、ありがとうございます。以上を持ちまして基本制度部会、終了させていただきます。どうもありがとうございました。

【事務局】 また、こういう方がいいんじゃないかとかございましたら、事務局のほうまでぜひお知らせください。よろしく願います。

— 了 —